

一般社団法人 Rainbow Refugee Connection Japan 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 Rainbow Refugee Connection Japan と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都東久留米市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、難民であることに加え LGBTI であることで迫害を受ける人たちが、尊厳を持ち安心して暮らせる場所を提供するために、LGBTI 難民の医療支援、安全確保、受け入れ支援、受け入れ国との連携及び啓蒙活動を行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. ケニアカクマ難民キャンプの LGBTI コミュニティーの安全確保、医療・食料支援、住居補修及び教育支援等の各種支援
2. ケニアのナイロビ等の都市部の LGBTI 難民に対する経済支援
3. LGBTI 難民受け入れ国と連携した難民への情報提供
4. 世界の LGBTI 難民の状況に関する啓蒙活動
5. 国内に LGBTI 難民を受け入れる基盤の確立
6. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
4. 2年以上会費を滞納したとき。
5. 除名されたとき。
6. 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、理事の過半数の決定により、代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 入社の基準並びに会費及び入会金の金額
2. 社員の除名
3. 役員を選任及び解任
4. 役員の報酬の額
5. 各事業年度の決算報告
6. 定款の変更
7. 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
8. 解散
9. 合併並びに事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
10. 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、

当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

第18条 当法人には理事3名以上を置く。

(選任等)

第19条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらに準ずるものとして当該理事と政令で定めるその他特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事としての権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第21条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬等)

第22条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月末日までの年1期とする。

(剰余金の不分配)

第24条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の帰属)

第25条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第26条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年12月末日までと